

## ＜不動産鑑定業の変更登録申請＞ 提出書類チェックリスト

提出書類	提出時期
不動産鑑定業者変更登録申請書	変更理由発生後遅滞なく提出。 <b>法定様式</b> (宮崎県庁ホームページ「申請書ダウンロード」→「組織別一覧」→「県土整備部[用地対策課]申請書等一覧」→「不動産鑑定業者変更登録申請書(不動産の鑑定評価に関する第27条第1項)」)

該当事由	届出義務者	法人	個人	チェック欄	備考(添付書類等)	
1号	名称又は商号	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	○	不要		現在事項証明書で可。ただし、役員の就任、退任が反映されたものであること。

2号	(個人の場合) 氏名	戸籍抄本	○	○		婚姻等により姓の変更があった場合等に提出する。
	(法人の場合) 役員氏名	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	○	不要		役員の就任、退任が反映されたものであること。
		登録申請者(役員)の略歴書	○	不要		役員が専任不動産鑑定士を兼ねている場合には、登録申請者(法人役員)としての略歴についても提出要 代表取締役は退任するが、取締役就任する場合やその逆(取締役→代表取締役)の場合にも必要
		法第25条各号に定める役員の欠格事項がない旨の宣誓書	○	○		① 当社は、法第25条第1号、第2号、第4号、第5号に該当しないことを誓約します。(法人のみ)…1部 ② 私は、法第25条第1号～第5号※条文毎作成)に該当しないことを誓約します。…各1部

3号	事務所の名称及び所在地	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	○	不要		変更後の法人所在地が反映されたもの
		案内図	○	○		事務所の所在地が分かる地図等の写し (法人)登記事項証明書で事務所所在地が確認できない場合…賃貸借契約書(写)等 (個人)本人住所地に事務所を設ける場合…住民票 本人住所地以外に事務所を設ける場合…賃貸借契約書(写)等

4号	専任不動産鑑定士の氏名	専任不動産鑑定士の任命書、辞令又は従事証明書	○	△		個人の場合で、登録申請者自らが専任鑑定士となる場合には不要
		専任不動産鑑定士の登録年月日・登録番号が分かる証明書	○	○		国土交通省発行の登録証明書(写し可)
		専任不動産鑑定士の住民票	○	○		登録申請日から3ヶ月以内に発行されたもの、個人業者で代表者と専任鑑定士が異なる場合は代表者の住民票も必要、なお住民基本台帳ネットワークシステム加入の市町村については省略可能
		専任不動産鑑定士の略歴書	○	○		専任不動産鑑定士が法人役員に就任する場合には、法人役員としての略歴書についても提出が必要。